



2022年 6月17日

各 位

上場会社名 株式会社 あじかん
代表者名 代表取締役 足利 直純
社長執行役員
(コード番号：2907 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員 澄田 千穂
経営管理本部副本部長
(TEL：082-277-7010)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の当社第58期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的の一部追加を行うものであります。
- (2) 2021年6月29日付で役員制度を見直したことに伴い、所要の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月29日（予定）
定款変更の効力発生日	2022年6月29日（予定）

以 上

(別紙)

変更の内容は、次のとおりであります。

(変更部分は下線で示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条 《条文省略》</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 食料品製造、販売および輸出入業 《新 設》</p> <p><u>(2) 料理飲食業用器材・資材の製造、販売および輸出入業</u></p> <p><u>(3) 料理等飲食業</u></p> <p><u>(4) 食料品製造機器の販売および輸出入業</u></p> <p><u>(5) 酒類の販売および輸出入業</u></p> <p><u>(6) 不動産の賃貸業</u></p> <p><u>(7) 損害保険代理業</u></p> <p><u>(8) 上記各号に関連する一切の事業</u></p> <p>第3条 ～ 《条文省略》</p> <p>第14条</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>が招集する。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集する。</p> <p>3 株主総会においては、<u>取締役社長</u>が議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p> 《新 設》</p>	<p>第1条 《現行どおり》</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 食料品製造、販売および輸出入業</p> <p><u>(2) 保健機能食品その他健康食品の製造、販売および輸出入業</u></p> <p><u>(3) 料理飲食業用器材・資材の製造、販売および輸出入業</u></p> <p><u>(4) 料理等飲食業</u></p> <p><u>(5) 食料品製造機器の販売および輸出入業</u></p> <p><u>(6) 酒類の販売および輸出入業</u></p> <p><u>(7) 不動産の賃貸業</u></p> <p><u>(8) 損害保険代理業</u></p> <p><u>(9) 上記各号に関連する一切の事業</u></p> <p>第3条 ～ 《現行どおり》</p> <p>第14条</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役 社長執行役員</u>が招集する。</p> <p>2 <u>取締役 社長執行役員</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集する。</p> <p>3 株主総会においては、<u>取締役 社長執行役員</u>が議長となる。<u>取締役 社長執行役員</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p> 《削 除》</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について</p>

<p>第17条 ～ 第21条</p> <p>《条文省略》</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議をもって、<u>取締役社長</u> 1名を選定し、必要に応じて<u>取締役会長</u> 1名、<u>取締役副社長</u>、<u>専務取締役</u>、<u>常務取締役</u>各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 ～ 第36条</p> <p>《条文省略》</p> <p>附 則</p> <p>第1条 《条文省略》</p> <p>《新 設》</p>	<p><u>て、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条 ～ 第21条</p> <p>《現行どおり》</p> <p>(代表取締役および執行役員)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議をもって、<u>社長執行役員</u> 1名を選定し、必要に応じて<u>会長</u> 1名、<u>副社長執行役員</u>、<u>専務執行役員</u>、<u>常務執行役員</u>各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 ～ 第36条</p> <p>《現行どおり》</p> <p>附 則</p> <p>第1条 《現行どおり》</p> <p>(<u>電子提供措置等に関する経過措置</u>)</p> <p>第2条 <u>現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本条第1項、第2項、および第3項は、施行日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	---

以上